

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦における外国人の法的地位について」の改正について

国家院（下院）採択 2023年6月22日

連邦院（上院）承認 2023年7月5日

第1条

2002年7月25日付連邦法第115-FZ号「ロシア連邦における外国人の法的地位について」（ロシア連邦法令集、2002年、No.30、掲載番号3032；2003年、No.27、掲載番号2700；No.46、掲載番号4437；2006年、No.30、掲載番号3286；2007年、No.49、掲載番号6071；2008年、No.19、掲載番号2094；No.30、掲載番号3616；2009年、No.19、掲載番号2283；2010年、No.21、掲載番号2524；No.31、掲載番号4196；No.40、掲載番号4969；No.52、掲載番号7000；2011年、No.1、掲載番号29；No.13、掲載番号1689；No.17、掲載番号2321；No.27、掲載番号3880；No.49、掲載番号7043、7061；2012年、No.53、掲載番号7640、7645；2013年、No.19、掲載番号2309；No.23、掲載番号2866；No.27、掲載番号3461、3477；No.30、掲載番号4036、4037、4057、4081；No.52、掲載番号6951、6954、6955；2014年、No.16、掲載番号1828、1831；No.19、掲載番号2311、2332；No.26、掲載番号3370；No.48、掲載番号6638、6659；No.49、掲載番号6918；No.52、掲載番号7557；2015年、No.1、掲載番号61、72；No.10、掲載番号1426；No.21、掲載番号2984；No.27、掲載番号3951、3990、3993；No.29、掲載番号4339、4356；No.48、掲載番号6709；2016年、No.1、掲載番号58、85、86；2017年、No.11、掲載番号1537；No.17、掲載番号2459；No.31、掲載番号4765；No.50、掲載番号7564；2018年、No.1、掲載番号77、82；No.30、掲載番号4537、4551；No.53、掲載番号8433、8454；2019年、No.18、掲載番号2224；No.23、掲載番号2904；No.25、掲載番号3164、3165；No.30、掲載番号4134；No.31、掲載番号4416；2020年、No.6、掲載番号595；No.9、掲載番号1122；No.15、掲載番号2242；No.17、掲載番号2713；No.31、掲載番号5027、5064；No.50、掲載番号8057；2021年、No.1、掲載番号56；No.9、掲載番号1469、1475；No.27、掲載番号5098、5102、5171、5179、5185；2022年、No.14、掲載番号2200；No.27、掲載番号4608；No.29、掲載番号5204、5238、5324；ロシア新聞2023年6月19日）を以下の文言に変更する：

1) 第5条において：

a) 第7項第9段落における「内務」という文言のあとに「外国人に対する休学待遇の提供について」という文言を追加し、さらに「その除籍の日から」という文言を「その者に対する休学待遇の提供またはその者の除籍に関する指示文書の発行の日から」という文言に差し替える；

b) 第19項において：

第2段落に「、およびその家族」という文言を追加する；

第3段落を以下の文言に変更する：

「高度熟練専門家であって、本連邦法第13条の2にもとづきロシア連邦における労働のために招聘される外国人およびその家族は、労働許可証有効期限の延長に関する決定が下された日から、または当該の決定が下された日にロシア連邦領外に所在していた場合にはロシア連邦に入国した日から30暦日以内に、再度、本

条第18項が定める健康診断を受け、かつ内務を担当する連邦行政機関またはその地域機関に対して、直接的に、または国家および地方サービス統一ポータルサイトを利用した電子文書形態をもって、または上記機関管轄下企業もしくは然るべき権限を与えられた組織を介して、医師の処方に拠らない麻薬もしくは向精神薬または潜在的危険性を有する新種の向精神物質を服用した事実がないことを立証する医学的文書、周囲に対する危険性を有する感染症であってロシア連邦政府が権限を与えた連邦行政機関が承認した一覧表が定めるものに罹患していないことを立証する医学的文書、ならびにヒト免疫不全ウイルスに起因する疾患（HIV感染症）に罹患していない旨の証明書を提出するものとする。」；

2) 第8条において：

a) 第2項において：

第17号を以下の文言に変更する：

「17) ロシア連邦において投資を実行した外国人およびその家族（配偶者、子〔養子を含む〕、子の配偶者、親〔養親を含む〕、親の配偶者、祖父母、孫）に対して。ロシア連邦において投資を実行した外国人として、一時滞在許可を取得することなくロシア連邦における居住許可証を交付されるための判定基準、ロシア連邦において投資を実行した外国人が当該の判定基準に適合しているか否かの評価の実施手順、およびロシア連邦政府によって当該の評価を実施する権限を与えられる連邦行政機関は、ロシア連邦政府がこれを定める；」；

以下を内容とする第20号を追加する：

「20) ロシア連邦軍またはその他の軍隊において1年を期限として軍務を遂行する契約を特別軍事作戦実施中に締結した外国人（以下、「軍人」）およびその家族に対して。当該の軍人が戦死（死亡）した場合も含む。軍人の配偶者、子（養子を含む）および親（養親を含む）をもってその家族とする。」；

b) 第3項に以下を内容とする段落を追加する：

「高度熟練専門家としてロシア連邦において2年以上労働に従事する者およびその家族に対しては、有効期間に制限のない居住許可証を交付する。ただし、当該の高度熟練専門家およびその家族が本連邦法第13条の2にしたがって取得した居住許可証にもとづいてロシア連邦に居住していることを条件とする。この労働従事期間中、雇用者または役務（サービス）依頼主は、当該の高度熟練専門家を対象として、租税公課に関するロシア連邦の法にしたがって税の算定、源泉徴収、ロシア連邦予算体系に対するその納付を行うものとする。」；

c) 第10項第2段落における「立証するところの」という文言のあとに「この者が相応の学歴、資格または特殊な知識を有すること、ならびに」という文言を追加する；。

3) 第9条に以下を内容とする第8項の4の1を追加する：

「8.4-1 本条第1項第1号～第7号および第10号～15号ならびに第2項が定める場合、ならびに防衛または非常事態の防止および自然災害からの復旧の諸問題を管轄する連邦行政機関の長によって権限を与えられた公務員から内務を担当する連邦行政機関の地域機関に対して1998年3月28日付連邦法第53-FZ号『兵役および軍務について』第51条第1項e号、e号の1、e号の2、f号、f号の1およびh号、第2項c号、e号、f号の1、j号およびk号ならびに第6項が定める事由によって外国人が期限前に除隊した旨の通知が届いた場合には、本連邦法第8条第2項第20号に掲げる外国人およびその家族に対して居住許可証の交付を行わず、すでに当該の外国人およびその家族に対して交付されていた居住許可証は取り消される。

防衛または非常事態の防止および自然災害からの復旧の諸問題を管轄する連邦行政機関の長が権限を与えた公務員は、外国人が期限前に除隊した日から3労働日以内に、内務を担当する連邦行政機関の地域機関に対してその旨を通知する。

当該の解任通知の書式は、防衛または非常事態の防止および自然災害からの復旧の諸問題を管轄する連邦行政機関が、内務を担当する連邦行政機関との合意にもとづいてこれを定める。」；

4) 第11条第2項第3段落に、「または一時滞在許可証の取得事由となっていたところの軍務の遂行地を外国人が変更したことに関連して、または軍人および（もしくは）その家族が当該の軍人の新たな軍務遂行地に転居することに関連して」という文言を追加する；

5) 第13条第12項における「またはその地域機関」という文言のあとに「当該の労働許可証を交付する旨の決定を行ったところの、」という文言を追加する；

6) 第13条の2において：

a) 第1項第3号を以下の文言に変更する：

「3) 1四半期当たり75万ルーブル以上 — その他の外国人の場合。」；

b) 第1項の4における「第1号の1、第2号の1または第3号」という文言を「第1号の1または第2号の1」という文言に差し替える；

c) 第6項第2号における「役務（サービスの提供）」という文言のあとに「または雇用主もしくは役務（サービス）依頼主によって真正である旨が証明されているそれらの写し、」という文言を追加する；

d) 第7項における「ロシア連邦政府」という文言を「内務を担当する連邦行政機関」という文言に差し替える；

e) 第11項第3段落を以下の文言に変更する：

「高度熟練専門家が本項第1段落に掲げる期限の満了後に労働契約もしくは役務履行（サービス提供）に係わる民事上の契約を締結しなかったか、または雇用者または役務（サービス）依頼主の高度熟練専門家招聘要請書が却下された場合、当該の高度熟練専門家およびその家族であってロシア連邦に滞在（居住）するためのその他の適法な事由を持たない者は、ロシア連邦の法にしたがって、本項第1段落に掲げる期限が満了した日または雇用主もしくは役務（サービス）依頼主の要請書を却下する旨の決定が下された日から30暦日以内にロシア連邦から退去するものとする。当該の高度熟練専門家に交付された労働許可証、ビザおよび居住許可証、ならびにその家族に交付されたビザおよび居住許可証は、当該の30暦日が経過したのちは無効と見なされる。」；

f) 第12項を以下の文言に変更する：

「12. 高度熟練専門家に対する労働許可証は、この者が自らを招聘する雇用主または役務（サービス）依頼主との間に締結した労働契約または役務履行（サービス提供）に係わる民事上の契約の有効期間、ただし3年以内をその有効期限として、交付される。当該の労働許可証有効期限は、労働契約または役務履行（サービス提供）に係わる民事上の契約の有効期間分、ただし1回の延長につき3年間以内で、何回でも延長することができる。

高度熟練専門家が、労働契約または役務履行（サービス提供）に係わる民事上の契約にしたがい、雇用主または役務（サービス）依頼主の所在地であるロシア連邦構成主体の域外に所在する、一つの組織の別々の部署（法人の支店または駐在事務所を含む）において、またはロシア連邦の二つ以上の連邦構成主体を所在地とする相互に関連する者（自然人をのぞく）のもとにおいて労働に従事することが想定されている場合、当該の高度熟練専門家には、これら複数のロシア連邦構成主体の域内において効力を有する労働許可証が交付される。

二つ以上のロシア連邦構成主体の域内において効力を有する労働許可証の取得のためには、雇用主および役務（サービス）依頼主は、内務を担当する連邦行政機関または自らの所在地を管轄するその地域機関に対

して、高度熟練専門家の招聘に関する要請書を提出する。」；

g) 第15項を以下の文言に変更する：

「15. 高度熟練専門家に対する労働許可証は、内務を担当する連邦行政機関またはその地域機関によって交付される。

高度熟練専門家に対する労働許可証は、その者の身分を証明し、ロシア連邦が高度熟練専門家として認定する旨を示す文書の提示にもとづいて交付される。

高度熟練専門家は、労働許可証を交付する旨の決定が下された日から30暦日以内に、当該の決定を下した内務を担当する連邦行政機関またはその地域機関に対して労働許可証の取得（交付）を申請するものとする。

正当な理由がある場合には、外国人は、本項第3段落に掲げる期限内に提出された雇用主または役務（サービス）依頼主の要請書にもとづいて、より遅い期日で、ただし雇用主または役務（サービス）依頼主の相応の要請書が労働許可証を交付する旨の決定を下した内務を担当する連邦行政機関またはその地域機関に届いた日から30暦日以内に、労働許可証を取得することができる。」；

h) 第17項において：

第2号における「役務（サービス提供）」という文言のあとに「または雇用主もしくは役務（サービス）依頼主によって真正である旨が証明されているそれらの写し、」という文言を追加する；

第5号を失効したものと認める；

i) 第18項第1段落の二つ目の文を削除する。

j) 以下を内容とする第18項の1を追加する：

「18.1 高度熟練専門家は、雇用主または役務（サービス）依頼主が行った労働許可証有効期限延長申請に関連して交付手続きがなされる労働許可証の取得（交付）申請を、労働許可証有効期限を延長する旨の決定を下した内務を担当する連邦行政機関またはその地域機関に対して、当該の決定が下された日から30暦日以内に行うものとする。

正当な理由がある場合には、外国人は、本項第1段落に掲げる期限内に提出された雇用主または役務（サービス）依頼主の要請書にもとづいて、より遅い期日で、ただし雇用主または役務（サービス）依頼主の相応の要請書が労働許可証を交付する旨の決定を下した内務を担当する連邦行政機関またはその地域機関に届いた日から30暦日以内に、労働許可証を取得することができる。」；

k) 第26項に以下を内容とする第3号を追加する：

「3）高度熟練専門家を対象とする自然人所得税として算定し、源泉徴収した金額および納付した金額に関する情報を、当該会計期後6カ月経過時点で税務機関に提出していなかった場合、または高度熟練専門家を対象とする自然人所得税として算定し、源泉徴収した金額および納付した金額に関する虚偽および偽造の情報を当該期限内に税務機関に提出した場合。」；

l) 第26項の1第1段落における「第26項第1号および第2号」という文言を「第26項第1～3号」という文言に差し替える；

m) 第28項における「高度熟練専門家を対象とする自然人所得税として算定し、納付した金額に関する」という文言を「高度熟練専門家が取得した所得金額に関する」という文言に変更する；

n) 以下を内容とする第32～34項を追加する：

「32. 本条第15項および第18項の1が定める期限内に取得されなかった労働許可証はこれを交付せず、当

該の労働許可証を交付する旨の決定は取り消される。

33. 高度熟練専門家およびその家族であってロシア連邦に滞在（居住）するためのその他の適法な事由を持たない者は、ロシア連邦の法にしたがい、本条第15項および第18項の1が定める期限が満了した日から15暦日以内にロシア連邦から退去するものとする。当該の高度熟練専門家およびその家族に交付されたビザは、当該の15暦日が経過したのちは無効と見なされる。

34. 高度熟練専門家およびその家族に交付された居住許可証に関する本条の定めは、本連邦法第8条第3項第6段落が定める居住許可証に対してのみ適用する。」；

7) 第13条の3において：

a) 第2項において：

第4号第1段落における「ロシア連邦における任意医療保険」という文言のあとに「または、それが電子文書形態で締結されている場合にはそれに関する情報、」という文言を追加する；

第8号を失効したものと認める；

b) 第7項において

第1段落を以下の文言に変更する：

「7. 外国人は、労働パテントの交付を受けた日から2カ月以内に、当該の労働パテントを交付した内務を担当する連邦行政機関の地域機関に対して、労働に従事している旨を知らせる通知書を自ら提出するか、または配達証明付き郵便で送付するか、または統一国家・地方サービスポータルサイトを利用した電子文書形態で送付するものとする。」；

以下を内容とする複数の段落を追加する：

「本項第1段落に掲げる通知書には、雇用主、役務（サービス）依頼主および外国人との間に締結された労働契約または役務履行（サービス提供）に係わる民事上の契約の写しを添付するか、または当該の契約が口頭で締結されている場合には、上記の通知書において役務履行（サービス提供）に係わる民事上の契約に関する情報を伝達する。

本項第1段落に掲げる通知書の書式および提出手順は、内務を担当する連邦行政機関がこれを定める。」；

c) 第9項第5号第1段落における「ロシア連邦における任意医療保険」という文言のあとに「または、それが電子文書形態で締結されている場合にはそれに関する情報、」という文言を追加する；

d) 第22項第4号における「本条」という文言のあとに「通知書および」という文言を追加する；

8) 第13条の5第9項第9号における「ロシア連邦における任意医療保険」という文言のあとに「または、それが電子文書形態で締結されている場合にはそれに関する情報、」という文言を追加する；

9) 第15条の1第5項に以下を内容とする第11号を追加する：

「11) 本連邦法第6条第3項第8号および第8条第2項第20号に掲げる外国人。」；

10) 第16条第4項の1を以下の文言に変更する：

「4.1 本条第4項に掲げる要請書の書式およびこれと同時に提出する文書の一覧は、内務を担当する連邦行政機関がこれを定める。」；

11) 第17条第5項を以下の文言に変更する：

「5. 本条第3項および第4項に掲げる場合のほか、教育機関または研究機関は、外国人に対して休学待遇を提供した旨、当該の教育機関または研究機関における当該の外国人の修学が完了した、もしくは期限前停止された旨も、その者に対する休学待遇の提供またはその者の除籍に関する指示文書の発行の日から3労働日以内に、内務を担当する連邦行政機関の地域機関および教育に関する国家管理を行うロシア連邦構成主体行政機関に対して通告を行うものとする。」。

第2条

1. 本連邦法は、本条が別段の発効期日を定めている条項を除き、それが公布された日をもって発効する。
2. 本連邦法第1条第1項a号、第2項b号、第6項c～n号、第7項b～d号および第10項は、本連邦法の公布日から180日が経過したのちに発効する。
3. 本連邦法第1条第6項a号およびb号は2024年3月1日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年7月10日

第316-FZ号